

令和5年度

津山市農業委員会

(2月定例会議事録)

令和6年2月13日(火) 14時00分～  
津山市役所 本庁舎2階 大会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(19名)

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹  | 2. 井家上 淑子 | 3. 山下 英男  | 4. 齊藤 主税  |
| 5. 土井 京三  | 6. 尾島 宏明  | 7. 甲田 勉   | 8. 坂本 弘治  |
| 9. 太田 裕恭  | 10. 吉野 夏己 | 11. 藤木 祥史 | 12. 高畑 亨  |
| 13. 植本 幸男 | 14. 高山 武仁 | 15. 仁木 紹祐 | 16. 児玉 伸正 |
| 17. 大峪 毅  | 18. 林田 繁隆 | 19. 寺谷 政史 |           |

欠席委員(0名)

事務局(8名)

尾埜 局長	大田 次長	定兼 主任	上谷 主任	北原 主任
小田 主任	亀澤 主任	大内 主事		

## 議 事

議案第 78号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）

議案第 79号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第 80号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第 81号 非農地証明願承認について

議案第 82号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第 83号 農用地利用集積計画の承認について

議案第 84号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）

報告第 13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第 14号 農地改良届出書の受理について

その他

## 議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

尾 塚 局 長

定刻が参りましたので、令和6年2月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員19名中19名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

長 森 会 長

それでは、津山市農業委員会総会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

皆様、お忙しい中ご苦労様です。

目標地図の事前打ち合わせにおいて多数のご出席をいただきありがとうございます。2月は久米地区を皮切りに、地域計画の検討会議が開催されていきますが、まずは目標地図の作成後、年々精度を高めていく必要があります。農業委員、推進委員のご協力をお願いいたします。

尾 島 委 員

以上となります。本日も円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

先程開催された運営委員会の報告を尾島運営委員長よろしくお願ひします。

先ほど開催されました第11回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしくお願ひします。

長 森 会 長

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。

17番大峪委員、18番林田委員よろしくお願ひします。

事務局（津山）

それでは、議案第78号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

それでは、議案第78号の説明をいたします。

今回、津山地区から7件、加茂地区から1件、勝北地区から1件、久米地区から2件、合計11件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、安岡町の49歳の男性から、小田中の73歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-2についてですが、綾部の70歳の女性から、和気郡和気町の33歳会社員の男性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして1-3についてですが、高野本郷の73歳の男性から、沼の47歳自営業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-4についてですが、兵庫県神戸市の82歳の女性から、押入の25歳農業の女性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-5についてですが、兵庫県佐用郡の61歳の女性および兵庫県明石市の66歳の女性から、勝田郡勝央町の67歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-6についてですが、日上の77歳の女性から、同じく日上の39歳農業の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして1-7についてですが、河辺の56歳の男性から、瓜生原の73歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

以上、津山地区の申請7件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、加茂町青柳の55歳の男性から、加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人への増反による所有権移転です。

事務局（勝北）

以上、加茂地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区分の説明は以上です。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、高野本郷の70歳の男性から、安井の29歳農業の男性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画書どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付を受けております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

以上、勝北地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1についてですが、宮尾の73歳の女性から、同じく宮尾の50歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして5-2についてですが、里公文の64歳の男性から、同じく里公文の60歳薬剤師の男性への、増反による所有権移転です。

以上、久米地区の申請2件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第78号の説明は以上です。

長 森 会 長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見をお願いします。

寺 谷 委 員

19番寺谷です。

1-1についてですが、現地確認をしましたが、適正に耕作されており問題ないと思います。

高 山 委 員

14番高山です。

1-2についてですが、譲渡人のご主人がお亡くなりになられて、農業を行うことが難しいということで、譲受人に農地付きの空き家を売買するということです。今後移住されてこられて、農業をされるということです。面談を行い、非常に真面目な方で、お米や野菜を栽培されるということで問題ないと判断しました。

甲 田 委 員

1-3についてですが、増反による所有権移転で、申請地は譲受人の所有地に隣接しており、問題ないと思います。

井 家 上 委 員

2番井家上です。

1-4についてですが、譲受人の方は農業を一生懸命されており、問題ないと思います。

1-5についてですが、市外の方が譲受人になられておりますが、通作距離も近く問題ないと思います。市外に所有されている農地につきましても、問題なく管理できていると伺っております。

坂 本 委 員

8番坂本です。

1-6及び1-7についてですが、それぞれの譲受人の所有農地は適正に管理されており、申請事由も問題ありません。

山 下 委 員

3番山下です。

2-1についてですが、特に問題ありません。

土 井 委 員

5番土井です。

4-1についてですが、新規就農ということで面談を実施しました。5年程、兵庫県の農事組合法人に勤められて農業をされておりました。今後は有機無農薬野菜を積極的に栽培したいということです。6反取得され、今後も耕作面積を増やしていきたいということです。販売ルートもある程度確保されており、適当と判断して

大 峪 委 員	おります。 17番大峪です。
太 田 委 員	5-1についてですが、事務局の説明のとおり特に問題ありません。
長 森 会 長	5-2についてですが、面積が狭小であり、家庭菜園にて管理されることと思います。現状も適正に管理されております。
* 長 森 会 長	ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
* 長 森 会 長	ありません。 ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
事務局（津山）	ありません。 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 それでは次に議案第79号農地法第4条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。 議案第79号の説明をいたします。 今回、津山地区から3件、加茂地区から1件の合計4件の申請です。議案書のページは5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1-1番及び1-2番は所有者が同じであるため一括して説明いたします。1-1番・下高倉東の雑種地、608㎡、及び1-2番・下高倉東の雑種地、295㎡、のいずれも追認案件についてです。農地区分は、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、1-1番は造園施設、1-2番は糶殻置場です。転用事業者は、下高倉東にお住いの男性です。転用事業者は農地法を良く理解していなかったため、適切な手続きを経ず、農地以外として利用していたもので、その是正のために申請をするものです。転用にあたり、土地の形状を変えるような造成は行わないため、土砂の流出する恐れは少ないと考えます。また、雨水については既存水路への排水及び自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。近平用土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存の施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。 1-3番・大篠の雑種地、1,868㎡の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、資材置場です。転用事業者は、下高倉西にお住いの男性です。転用事業者は農地法を良く理解していなかったため、適切な手続きを経ず、資材置場として利用していたもので、その是正のために申請をするものです。転用にあたり、境界付近は申請地と隣接地が同じ高さ、或いは申請地の方が低くなるように造成しており、雨水排水については水勾配をつけ西側の既存水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しております。高津用土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存の施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。 津山地区の説明は以上です。
事務局（加茂）	続きまして、加茂地区の説明をいたします。 2-1番・加茂町青柳の田、42㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は墓地で、施設の概要は墓地及び墓地管理地です。転用事業者は、加茂町青柳にお住まいの女性です。現在の墓地が高所にあり管理維持に支障があり、新たに申請地に墓地を移設するため転用するものです。転用にあたり、盛土を施工し、境界部分については、コンクリートブロックを設置し、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。柿木田井手水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことか

ら、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。  
議案第79号の説明は以上です。

長 森 会 長 ありがとうございます。続きまして、地区担当委員からご意見をお願いします。

高 山 委 員 14番高山です。  
1-1及び1-2についてですが、事務局の説明のとおり追認案件ということで周辺への影響も特になく考えております。

長 森 会 長 1番長森です。  
1-3についてですが、事務局の説明のとおり追認案件ということで、違反転用の是正ということで問題ないと思います。

山 下 委 員 3番山下です。  
2-1についてですが、転用施設について特に問題ないと思います。

長 森 会 長 ありがとうございます。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

\* ありません。

長 森 会 長 ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

\* ありません。

長 森 会 長 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。  
続きまして議案第80号農地法第5条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（津山） それでは、議案第80号の説明をいたします。  
今回、津山地区から所有権移転2件、使用貸借権設定1件の合計3件の申請です。議案書のページは6ページです。  
1-1番・小田中の畑、398㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約6.7mの居宅1棟及び、全高約2.6mのカーポート1棟で、建ぺい率は34%です。転用事業者は、小原にお住いの夫婦です。現在、アパートに住んでおりますが、子どもの成長に伴い手狭となったため、申請地を購入し、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界付近について、北側以外は擁壁があり、北側は隣接地と同じ高さであるため土砂の流出の恐れは少ないと思われます。雨水については、既存の水路に排水する計画になっており、また、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。田中町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。  
1-2番・近長の田、331㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約5.0mの居宅1棟で、建ぺい率は37.2%です。転用事業者は、上河原にお住いの男性です。現在、アパートに住んでおりますが、子どもの成長に伴い手狭となったため、申請地である妻の母親の土地を譲り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界付近については、コンクリートブロックを設置する計画になっています。雨水については、申請地内に排水路を設け既存水路に接続し、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。  
1-3番・平福の宅地54㎡及び、一方の田61㎡、使用貸借権設定についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約8.3mの居宅1棟で、建ぺい率は25.3%です。転用事業者は、平福にお住いの夫婦です。現在、アパ

一トに住んでおりますが、子どもの成長に伴い手狭となったため、申請地である祖父母の土地を借り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界付近は北側・東側は擁壁があり、南側・西側は隣接地と同じ高さであるため、土砂の流出の恐れは少ないと思われま。雨水については、既存の排水路に排水する計画になっており、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第80号の説明は以上です。

長 森 会 長  
寺 谷 委 員

ありがとうございました。続きまして、担当委員からご意見を申し上げます。

甲 田 委 員

19番寺谷です。

1-1についてですが、事務局の説明のとおり特に問題ありません。

高 畑 委 員

7番甲田です。

1-2についてですが、予定建物は平屋建てで近傍地への悪影響はないと考えま

長 森 会 長

す。

12番高畑です。

1-3についてですが、住宅と進入路への転用ということで、周囲への悪影響は

長 森 会 長

ないと考えます。

長 森 会 長

事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につ

甲 田 委 員

きましてご質問、ご意見等ございますか。

児 玉 委 員

ありません。

長 森 会 長

ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

長 森 会 長

ありません。

長 森 会 長

異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

甲 田 委 員

続いて議案第81号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。

高 畑 委 員

7番甲田です。

齊 藤 委 員

1-1についてですが、申請地は家屋の増築部分の一部に使用され、数十年を経

長 森 会 長

過しており、農地への復旧は困難であり致し方ないと思います。

2-1についてですが、雑種地の法面であり、数十年雑種地の状態でありました

ので致し方ないと思います。

筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はござ

	*			ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*			ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続きまして、議案第83号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
事	務		局	議案第83号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。
				議案書のページは、10ページから16ページです。10ページから11ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、貸借権によるものが津山地区42筆、勝北地区14筆、久米地区6筆の合計62筆、所有権移転によるものが勝北地区1筆、久米地区3筆です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
				議案第83号の説明は以上です。
長	森	会	長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
	*			ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*			ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続きまして、議案第84号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）について事務局から説明をお願いします。
事	務		局	議案第84号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）、を説明いたします。議案書のページは、17ページから20ページです。17ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、津山地区5筆、加茂地区2筆、勝北地区24筆の合計31筆です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
				議案第84号の説明は以上です。
長	森	会	長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
	*			ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*			ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続きまして、報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。
事	務		局	報告第13号について説明します。議案書のページは21ページから28ページです。今回は、相続によるものが15件76筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。
				報告第13号の説明は以上です。
長	森	会	長	ありがとうございました。
				続きまして、報告第14号農地改良届出書の受理について事務局から説明をお願いします。
事	務		局	それでは、報告第14号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、29ページです。今回は、津山地区から1件です。
				1-1番につきまして、押入の田、3筆です。それぞれ、1,371㎡の内906㎡、709㎡の内486㎡、614㎡の内420㎡について、ブドウ栽培を行う為の排水施設の新設及び畦畔の撤去を行うものです。
				報告第14号の説明は以上です。



長 森 会 長	<p>議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何か審議が必要な事案はありますか。</p>
* 長 森 会 長 事 務 局	<p>ありません。</p> <p>ないようですので事務局から次回の開催について説明をお願いします。</p> <p>次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。</p> <p>次回、3月の定例委員会ですが、令和6年3月11日曜日午後2時より、市役所本庁舎2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、3月の定例委員会ですが、令和6年3月11日曜日午後2時より、市役所本庁舎2階202会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に午後1時30分までにお越しください。また、農業委員の皆様におかれましては、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加の自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。</p>
長 森 会 長	<p>ありがとうございました。それではこれもちまして定例会の審議を終了いたします。</p>

(15:00終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員

---

---